

東京農工大学工学府・工学部運営規則の一部改正

| 現行   | 改正   | 改正理由                         |
|--|--|------------------------------|
| <p>本則<br/>                     (委員会)<br/>                     第8条 学府及び学部に、次の委員会を置く。<br/>                     (1)～(11) (略)<br/>                     (新設)</p> <p>2 (略)</p> | <p>本則<br/>                     (委員会)<br/>                     第8条 学府及び学部に、次の委員会を置く。<br/>                     (1)～(11) (略)<br/> <u>(12) 工学府・工学部研究推進委員会</u></p> <p>2 (略)</p> | <p>工学府・工学部研究推進委員会設置に伴う改正</p> |

附 則 (令和4年6月6日工規則第2号)  
 この規則は、令和4年6月6日から施行する。